

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	村山市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.murayama.lg.jp/kurashi/tetsuzuki/mynumber/mynumberriyo.html">http://www.city.murayama.lg.jp/kurashi/tetsuzuki/mynumber/mynumberriyo.html</a>

執行機関名 村山市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	村山市福祉医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第25号)による医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第27号)別表第1の1の項 村山市福祉医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第25号)による医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条、第2条	村山市福祉医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第25号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 第2条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。 2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。	この条例は、乳幼児等、重度心身障がい(児)者及びひとり親家庭等の医療を確保し社会福祉の増進を図るため、この市が行なう福祉に関する医療費の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		村山市福祉医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第25号) 村山市福祉医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年規則第25号)